

## 排出事業者の責任について その④ ～委託基準 守れていますか？～



**皆さんは自社の産業廃棄物をどのように処理されていますか？**

①自社の処理施設で  
処理している

②処理業者に  
委託している

大きくはこの2つのどちらかで、大半の企業様は「②処理業者に委託をしている」のではないのでしょうか。処理業者に産業廃棄物を委託する場合、「委託基準」を遵守する必要があります。この「委託基準」は排出事業者の最大の役割だと言っても過言ではありません。それでは、委託基準とは何か、下記に記載いたします。

…委託時に最低限行うべき4つのこと…

【法令の表記方法】  
法：廃棄物処理法  
令：廃棄物処理法施行令  
規則：廃棄物処理法施行規則

### 1. 許可業者への委託(法第12条第5項等)

- 処理業者は法第14条に規定する許可を持っている
- 委託しようとしている産業廃棄物が事業の範囲に含まれている



【ちなみに…】

市町村、専ら物処理業者、広域的処理認定等各種認定を受けている業者は、例外として許可を持つ義務を負いません。

### 2. 処理状況の確認(法第12条第7項)

- 委託先の処理の状況の確認を行う
- 産業廃棄物の発生から最終処分終了までの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講じる

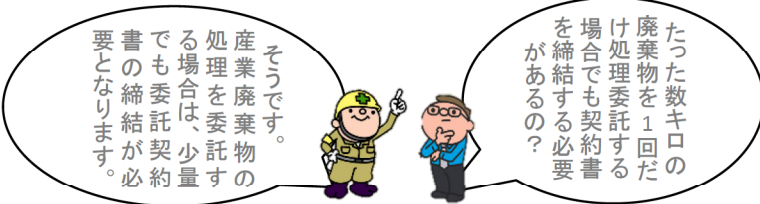


【処理状況の確認方法は？】

処理状況の確認方法については、先月発行の「排出事業者の責任について その③」に詳しく記載しておりますので、そちらをご参照ください。

### 3. 委託契約書は「書面」で行う (令第6条の2第4号)

- 委託契約は、収集運搬と処分それぞれ「書面」で行う



### 4. 特別管理産業廃棄物の内容に関する 事前通知義務(令第6条の6第1号)

特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合、

- 処理業者に対してあらかじめ委託しようとする特別管理産業廃棄物について下記5項目を文書で通知する

- ①種類②数量③性状④荷姿  
⑤取り扱う際に注意すべき事項



### 【質問コーナー】「書面」と「文書」の違いってなに？

Q 委託契約書は「書面」で締結、特別管理産業廃棄物の事前通知は「文書」で通知とありますが、書面と文書の違いは何か教えてください。

A これについては明確な違いは示されておられません。各々条文の内容を読み解きますと、「委託契約」は排出事業者と処理業者双方に債務が発生するため、両社の合意が必要となり、「双方合意したことを示すため」に書面(つまりは紙媒体)で証拠を残す必要があると考えられます。一方、特別管理産業廃棄物の事前通知は、排出事業者から処理業者に一方的に通知するものであり、俗にいう「差込書」に近い性格を有しています。また、事前通知は契約書への添付も義務付けられていないため、紙媒体である必要は無く、メール等の電子媒体でも代用が可能だと考えられます。但し、委託期間中及び契約終了から5年間は、当該通知メール等は何らかの形で保存しておく方が望ましいと考えられます。

NEXT

次回は、「マニフェストの正しい運用方法」について解説致します

※本記事の内容は弊社独自の見解を含んでいます。実務に関しては管轄の自治体にご確認ください。

発行：株式会社浜田  
CSR担当 今井  
TEL: 072-686-3500